

平成29年度 全国労働衛生週間(第68回)



●準備期間

9月1日～9月30日

●本週間

10月1日～10月7日

スローガン

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

主唱 京都労働局・各労働基準監督署

協賛 (公社)京都労働基準協会

(一社)京都府医師会

(一社)京都府歯科医師会

建設業労働災害防止協会 京都府支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 京都府支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 舞鶴港分会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 宮津港分会

(一社)日本ボイラ協会 京滋支部

(一社)日本クレーン協会 京都支部

(公社)建設荷役車両安全技術協会 京都支部

(一社)京都府溶接協会

京都府採石公災害防止連絡協議会

(公社)日本作業環境測定協会 京滋支部 京都分会

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 京都支部

京都衛生管理者会

京都産業保健総合支援センター

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、**今年で第68回を迎えます。**

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

我が国の労働者の健康を巡っては、病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や仕事を続けていても職場の理解が乏しい等治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々が多くなっていること、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)や特定の有機粉じん等の化学物質による健康障害問題が発生していること、危険有害性を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート(SDS)の交付を行っている製造者の割合がそれぞれ50%を切っているなど危険有害な化学物質の取扱が十分でないと疑われる事業場が未だ散見されること等の課題があります。

また、平成28年度の脳・心臓疾患事案の労災請求件数は825件(京都局管内:40件)、精神障害事案の労災請求件数は1,586件(京都局管内:55件)と依然として高い水準となっていること、我が国における自殺者のうち、「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は2,159人となっていること、業務上疾病の被災者は長期的に減少しているものの、疾病別では全体件数の6割超を占める腰痛がさらに増加傾向にあり、熱中症件数についても高止まりしている状況にあります。

このような状況を踏まえ、①治療をしながら仕事をしている方の**治療と仕事の両立に向けた取組**、②ラベル表示と安全データシート(SDS)の入手・交付の徹底を図るとともにリスクアセスメントの**確実な実施への取組** ③過労死等の防止のための**対策**に取り組むとともに、特に『過労死等ゼロ』緊急対策に基づき、企業における**メンタルヘルス対策の取組の実施**を強力に推進していきます。

今年度は、「**働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場**」をスローガンとして、全国労働衛生週間(裏面の「実施者の実施事項」参考)を展開し、事業場においては、労働衛生意識を高め、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いします。

なお、全国労働衛生週間中の主要行事として、10月5日(木)には、「**京都産業保健セミナー**」(会場は池坊学園「こころホール」参加費無料)を開催し、「**メンタルヘルス対策**」をテーマとして具体的な対応等の講演を行いますので、是非ご参加下さい。(セミナーの参加案内は、(公社)京都労働基準協会、京都労働局HP他から、「平成29年度 京都産業保健セミナー」と入力検索下さい。)



実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

1. 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

2. 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

- ア 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づく以下の事業場環境整備
 - (ア)事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - (イ)研修等による両立支援に関する意識啓発
 - (ウ)相談窓口等の明確化
 - (エ)両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - (オ)治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- イ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組
 - (ア)製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
 - (イ)化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDSの入手状況、危険有害性情報の確認
 - (ウ)SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
 - (エ)ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
 - (オ)皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
 - (カ)特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - (キ)その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
 - a. 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
 - b. 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- ウ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア)事業者によるメンタルヘルスクーアを積極的に推進する旨の表明
 - (イ)衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - (ウ)4つのメンタルヘルスクーア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等による

ケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供

- (エ)ストレスチェック制度の適切な実施
- (オ)職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- (カ)自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- (キ)産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- エ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (ア)時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (イ)改正労働安全衛生規則（平成29年6月1日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
 - (ウ)長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
 - (エ)健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - (オ)小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ その他の重点事項
 - (ア)職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づく以下の対策の実施
 - a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施
 - c. 社会福祉・介護事業及び医療保健業向けの腰痛予防対策講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - (イ)職場における受動喫煙防止対策の推進
 - a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
 - (ウ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
 - a. WBGT値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - b. 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
 - c. 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - (エ)労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - a. 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
 - b. 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - c. 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施

② 労働衛生3管理の推進等

③ 作業の特性に応じた事項

④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

⑤ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

※上記②～⑤の実施事項詳細については、厚生労働省のホームページから「平成29年度全国労働衛生週間実施要綱」と検索して参照願います。